

青森県介護事業所等スポットワーク活用支援事業に関するQ & A

（令和8年8月21日）

No.	質問	回答
1	法人本部は他県だが、青森県内に事業所がある場合も申請は可能か。	可能です。法人本部の所在地は問いません。
2	補助対象のサービス種別は。	県ホームページや交付要綱等に記載のとおりです。 なお、介護事業所と併設（共生型等）の障害福祉サービスや、総合事業は補助対象外です。
3	複数の介護サービスの助成額を合算して申請することは可能か。	可能です。ただし、1法人につき1回までの申請とし、1法人当たり200,000円（補助率1/2のため、補助金は100,000円）を上限としています。
4	補助対象となる期間は。	交付要綱制定日（令和8年8月18日）から令和9年2月12日までです。 この期間において、 これまでスポットワークを活用したことがない業務 に従事させるため、補助対象期間中にスポットワークサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価としてスポットワーク提供事業者等に対し支払った人材紹介 手数料 （サービス利用料）が対象となります。
5	補助対象期間より前にスポットワークサービスを利用し、補助対象期間中に手数料を支払った場合、補助対象となるか。 例：令和8年8月10日 短期雇用者勤務 9月5日 手数料支払い	補助対象外です。 補助対象期間中にスポットワークの雇用者が勤務し、手数料を支払う必要があります。
6	令和9年2月12日にスポットワークサービスを利用し、翌月スポットワーク提供事業者を支払った手数料は補助対象経費となるか。	令和9年2月12日までに手数料の支払いを完了していないため補助対象外です。
7	スポットワーカーへ支払う給与は補助対象経費か。	補助対象外です。
8	補助対象外となる経費は。	消費税額、地方消費税額、振込手数料は補助対象外です。
9	複数のスポットワーク提供事業者を利用した場合も対象になるか。	対象となります。その場合は、別添1－2の2に利用予定のスポットワーク提供事業者を全て記入ください。